

香南市地域社会教育学級事業実施要項

(趣旨)

第1条 自ら学習する意欲を持つ者が集い、地域の公民館や集会所等を利用し、日々の生活課題等さまざまな分野に関わる事項について学習することにより、自己啓発は勿論、香南市の地域コミュニティの向上かつ地域振興に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 香南市在住者又は市内に勤務する成人者で、老若男女を問わず、地域振興や自己啓発等社会教育に資することを目的として、10人以上の人数で構成され、継続的に活動するグループを対象とする。但し、特定の政治活動及び宗教活動を行うグループは対象としない。

(学級開設申込み方法)

第3条 学級を開設しようとするグループは、学級開設申請書(様式第1)と学級生名簿(様式第2)を添え、香南市教育委員会生涯学習課(以下、「生涯学習課」という。)まで申し込む。

(学習内容)

第4条 学習内容については、生涯学習課の指導のもと、それぞれの学級が決定することとする。主な学習内容は、次のとおりである。

- (1) 生活や仕事に関わる事項
- (2) 趣味や生き甲斐活動、自己啓発につながる事項
- (3) 地域の課題及び地域の振興につながる事項
- (4) 自然体験や講演聴講などの野外学習に関する事項
- (5) その他本事業の趣旨に添う事項

(運営及び事業計画提出)

第5条 本事業の運営は、原則として学級生自らが企画運営し、年間3回以上学習を行うこととし、実施場所は、原則として地区公民館等社会教育施設を利用する。学習の実施期間は、毎年4月から翌年3月とし、運営は次のように行う。

- (1) 生涯学習課より学級として認定を受けたグループは、生涯学習課と相談しながら、自ら計画した事業計画書(様式第3)と役員名簿(様式第4)を4月中に生涯学習課へ提出する。
- (2) 原則として学級運営は、学級生による自主運営とする。但し、講師依頼等で生涯学習課が依頼する方が適当と思われる場合は、生涯学習課が行う。講師料及び旅費は生涯学習課が負担する。但し、金額は市の規定による。講師の派遣依頼については、年度内につき1回のみとする。
- (3) 通知書及び資料の印刷については、生涯学習課に依頼することができる。

但し、学習に伴う実費は、学級生の負担とする。

- (4) 学級は、一定以上の回数学習を実施する場合は、市バスを利用して野外学習を行うことができる。市バスの利用については、別紙1のとおり定める。利用の際には、生涯学習課まで使用申請書を提出する。なお、行き先や目的により利用が認められないケースがあるので、必要に応じ事前に生涯学習課と協議する。
- (5) 学級の責任者（以下「学級長」という）は、学習実施毎に出席簿（様式第6）をつけるとともに、学級日誌（様式第7）へ実施内容等を記載しなければならない。
- (6) 学級長は、年間の事業が終了した時は、速やかに事業実績報告書（様式第5）を生涯学習課へ提出しなければならない。
- (7) 学級活動を休止する場合、又は学級自体を解散する場合は、学級長は速やかにそれぞれ休止届（様式第8）、解散届（様式第9）を生涯学習課へ提出しなければならない。

附則

- 1 この要項は平成27年11月1日から施行する。

別紙1

〔社会教育学級野外学習に伴う市バスの利用について〕

市バスの利用については、次のとおりとする。

記

1 市バスの利用に係る学級のランク

市バスの利用ができる学級は、年間5回以上学習を実施する学級とする。以下、学級区分は、次のとおりとする。

- (1) 年間を通して10回以上実施する学級・・・ランクA
- (2) 年間を通して5回以上10回未満実施する学級・・・ランクB
- (3) 年間を通して5回未満実施する学級・・・・・・・・・・ランクC

2 利用回数

市バスの利用回数は、次のとおりとする。

- ① ランクAの学級は、年間2回（うち1回は県外可）
- ② ランクBの学級は、年間1回（県内又は県外）
- ③ ランクCの学級は、無し。

3 その他

- (1) 市バス利用の時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分とする。
- (2) 県外市バスの利用は、往復500kmまでとし、原則四国内とする。
- (3) 行き先が観光施設等のみの利用はできない。学級の要項に沿った学習目的を原則とする。指示書以外のコースは、保険等が適用にならない。
- (4) その他市バスの利用については、市の規定による。

(例)

史跡めぐり（専門員等から説明を受ける等が重要）、夏期大学又は各講演会聴講等。

